

第25回浜田市農業委員会総会会議議事録

令和2年2月25日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡本 嗣喜	3 番 宮崎 龍生	4 番 徳田マスエ
5 番 川本 聖光	6 番 松山 純久	10 番 三浦 博文	11 番 渡辺 弘之
13 番 岡本 健治	14 番 青葉 真	15 番 柿元 信次	16 番 大谷 数義
18 番 佐々木京子	19 番 玉田 一		
1 推 前田 正典	2 推 田村 邦麿	3 推 橋本 安延	4 推 三浦 寿紀
5 推 小川 明人	6 推 神田 進	7 推 小松原常雄	8 推 河野 恒弘
8 推 近重 邦昭	10 推 野上 省三	11 推 岡田 勝	12 推 大崎 健太
13 推 小谷 保雄	14 推 岡本 定文		16 推 奥迫 忠幸
17 推 原田 和義	18 推 永見 繁廣	19 推 齋藤 久行	

2. 欠席委員

7 番 清水 康彦	9 番 林 秀司
12 番 渡邊 弘登	17 番 佐々岡常喜

3. 事務局出席職員 久佐事務局長、木原農地係長、佐々木主任主事

農林振興課 藤井主事、松本囑託

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第 25 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>非常に今年は暖冬で、1 週間前に雪が少し降りましたが、水不足が心配されます。また、全国的に新型コロナウイルスが肺炎等々で、テレビをつけると毎日放送されています。マスクをお持ちの方は、遠慮なく付けていただき、十分、健康に気を付けてもらいたいと思います。</p> <p>本日の欠席は、7 番清水委員、9 番林委員、12 番渡邊委員、17 番佐々岡委員以上 4 名の委員から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、13 番岡本健治委員 14 番青葉委員です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、22 件、49 筆、53,905 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は 2 月 28 日を予定しており、利用権設定については開始日を令和 2 年 3 月 1 日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画(案)についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～全委員 挙手～</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。</p> <p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号についてご説明いたします。資料3ページ4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページの上段をご覧ください。申請地は旭町都川の田です。場所は、都川公民館から約1,300m東の都川2行政区です。

この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は58a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続いて、2号3号についてご説明いたします。この案件は、令和元年11月の総会の時に審議し、許可をしまして、12筆の所有権移転登記まで終了した案件ですが、その後、申請人双方の認識では、所有権移転した土地に、売買していない土地も含まれていたことがわかり、2号ではその取下げと、改めて、3号により移転すべき4筆の所有権移転の申請が提出されたもので、資料は3ページ5ページ、図面番号②、現況写真は1ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町室谷の田です。場所は、井野公民館から約1,900m北の上室谷です。

この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は80aとなり、下限面積基準を満たしております。

4号についてご説明いたします。資料3ページ6ページ、図面番号③、現況写真は、1ページの下段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は、三隅公民館から約150m東の向野田2区です。

この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、農地を取得するものです。譲受人の耕作面積は106a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

なお、後ほど5条3号でも同じ申請人からのものがありますが、写真の手前側の土地も所有権移転があり、ここも含めて耕作したい希望があると伺っております。

5号についてご説明いたします。資料3ページ7ページ、図面番号④、現況写真は、2ページの3枚をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田・畑です。場所は、岡見公民館から約100m南西の中山西です。

この申請は、親子間での贈与で、農地を取得するもので、下限面積基準を満たしております。

なお、資料20ページの記載のとおり、写真2ページの上段その1のところですが、2筆については、登記簿上の地目は、田となっておりますが、現況は野菜・果樹を作っておられ、目的変更の届も同時に提出されています。

3条申請は、以上のとおりですが、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農

	<p>地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。 農地法第3条の説明については、以上です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 1号について 14番青葉委員もしくは岡本委員お願いします。</p>
14番（青葉委員）	<p>2月13日に岡本委員と事務局とで現地を確認しました。事務局の言われるとおりで、息子さんが帰られて耕作されるということなので、問題ないと思います。審議の方をよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号3号について、5番川本委員もしくは小川委員お願いします。</p>
5番（小川委員）	<p>これは前回事務局と確認したところですが、あとあとこういう問題が発生していたということで、訂正させていただいていますので、審議の方をよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>4号について、19番玉田委員もしくは齋藤委員お願いします。</p>
19番（玉田委員）	<p>現地については、2月14日に事務局と確認に行っています。これは、矢原川ダムができることよっての代替地ということになりますので、ただ今、事務局が説明されたとおりでですのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>5号について、11番渡辺委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11番（渡辺委員）	<p>先日、事務局と現地を確認しました。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。 では、採決に入ります。 第3条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>

委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 3 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第 4 条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号についてご説明します。資料 7 ページ 8 ページ、図面番号④、現況写真は、3 ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑です。3 条 5 号の譲渡人が申請人で、農地の近くに自宅で今回の 4 条案件があり、申請地は、農用地区域外、都市計画区域内、用途指定なしの区域で、農地区区分は、第 3 種農地に該当します。この案件は、9 ページの始末書がありますが、もともと農地法施行前から納屋等が建っており、約 30 年前に写真の 1 番手前の建物を建てたという案件です。</p> <p>農地法第 4 条申請については、1 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、11 番渡辺委員もしくは岡田委員をお願いします。</p>
11 番（渡辺委員）	<p>先ほどの関連と一緒にになりますが、畑の中に倉庫ということになります。始末書のとおりですので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につい</p>

	<p>て、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得等をして、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号についてご説明します。資料10ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町今福の田です。場所は、今福小学校から約350m北東の岩塚です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域外で、農地区分は第1種農地に該当します。12ページに始末書の添付がありますが、今回は、一時転用の申請ですが、借りられる前から、田の形状ではなく、農地の認識はなかったということですが、よくよく調べてみますと、もともと圃場整備をした田であったところに、浜田道の工事の関係で現場事務所及び資材置場として利用していたという案件で、下側、写真でいえば、右側の農地も耕作をしておられない状況となっております。一時転用終了時は、現形復旧をされるということですので。</p> <p>2号についてご説明します。資料10ページ13ページ、図面番号⑥、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保公民館から約650m南西の中組です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内で用途指定なしの区域で、第2種農地に該当します。個人住宅建築の計画で、隣接には農地がない状況となっております。</p> <p>3号についてご説明します。資料10ページ6ページ、図面番号③、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。3条4号と同じ申請人からの申請で、申請地は、農用地区域外、都市計画区域内で第1種住居地域の区域で、第3種農地に該当します。個人住宅建築の計画で、農地ではないですが、〇〇〇〇番との間の土地も今回取得され、写真1ページ下段の3条4号の該当地の周辺も畑としての利用を考えているということをお聞きしております。隣接には他の農地がない状況となっております。</p> <p>4号についてご説明します。資料10ページ14ページ、図面番号⑦、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町七条の畑です。場所は、金城支所から約1,150m北の新開です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の区域で、第2種農地に該当します。15ページに始末書に記載のとおり、昭和58年災害で被災し、土砂流入により耕作放棄となり、その後、平成16年に倉庫を建築されたという案件です。下側には農地がない状況となっております。</p> <p>農地法第5条申請については、4件です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今、第5条申請等についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、13番岡本健治委員もしくは小谷委員をお願いします。</p>

13番(岡本委員)	ただ今の事務局の説明のとおりです。始末書も添付されておりますので、ご理解をお願いします。
会 長	2号について、11番渡辺弘之委員もしくは岡田委員をお願いします。
11番(岡田委員)	地目は田になっていますが、写真を見れば埋まっているのがわかります。58 災で被害にあわれ、土を入れられこういう形になったところですので、よろしくをお願いします。
会 長	3号について、19番玉田委員もしくは齋藤委員をお願いします。
19番(玉田委員)	これについては、3条4号で承認いただいた関連のあるものでございます。よろしくをお願いします。
会 長	4号について、12番大崎委員をお願いします。
12番(大崎委員)	事務局の言われたように、建物もたっていますし、始末書も出ていますので、よろしくをお願いします。
会 長	<p>以上で、第5条申請等について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>採決に入りたいと思います。</p> <p>第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明い

	<p>たします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和 26 年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね 20 年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。</p> <p>1 号は、資料は 16 ページ 17 ページ、図面番号⑧、現況写真は、4 ページ下段から 5 ページ中段までの 3 枚をご覧ください。申請地は、旭町市木の田・畑です。場所は、市木公民館から約 1,400m 南西の平松行政区です。棚田の形状はあるものの、昭和 60 年頃から耕作放棄となり、原野化山林化している状況です。</p> <p>2 号は、資料は 16 ページ 18 ページ、図面番号⑨、現況写真は、5 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町西河内の畑です。場所は、B &amp; G 海洋センター体育館から約 950m 北東の福浦です。年月日不詳から耕作放棄となり、山林化している状況です。</p> <p>3 号は、資料は 16 ページ 19 ページ、図面番号④、現況写真は、6 ページ上段をご覧ください。3 条 5 号等と同じ申請人からのもので、申請地は、三隅町岡見の畑です。場所は、岡見公民館から約 800m 南の中山西です。年月日不詳から耕作放棄となり、山林化している状況です。航空写真でも確認しましたが、農地と考えられる場所はない状況です。</p> <p>転用統制外証明願は、3 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、14 番青葉委員もしくは岡本定文委員お願いします。</p>
14 番（青葉委員）	<p>2 月 13 日に現地の視察を行いました。事務局が言われるとおりですので審議の方よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について、19 番玉田委員もしくは齋藤委員お願いします。</p>
19 番（齋藤委員）	<p>先日現地確認をいたしましたところ、ただ今説明があつたとおりですので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3 号について、11 番渡辺弘之委員もしくは岡田委員お願いします。</p>
11 番（渡辺委員）	<p>先日、現地を確認しましたが、とても行けない状況で、写真のとおりです。よろしくお願いします。</p>



<p>会 長</p>	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。        ございませんか。        では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される農業委員の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～挙手 多数～</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。        続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは農地利用目的変更届について報告いたします。        資料 20 ページ、7 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページ上段をご覧ください。届出地は、三隅町岡見の田です。3 条 5 号の土地のうちの 2 筆ですが、登記簿上の地目は、田となっておりますが、現況は野菜・果樹を作っておられるという案件です。        続いて、公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。        資料 21 ページ 22 ページ、図面番号⑩、現況写真は、6 ページ中段をご覧ください。届出地は、金城町追原の田です。場所は、美又公民館から約 200m 東の追原郷です。23 ページの顛末書がありますが、すでに工事に入っている案件で、市道改良により買収をする場所の残地である今回の場所を埋め、一部を畑として整備する計画という案件で、地元の要望により、工事をしておりますが、地権者の要望もあり公共廃土で埋めるというものです。        それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。        1 号は、資料 24 ページ 25 ページ、図面番号⑪、現況写真は、6 ページ下段をご覧ください。届出地は、弥栄町小坂の畑です。場所は、小坂集会所から約 780m 北の小坂になります。この届出は、令和 2 年 11 月 9 日頃から 12 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。        2 号は、資料 24 ページ 26 ページ、図面番号⑫、現況写真は、7 ページ上段をご覧ください。届出地は、弥栄町栃木の田です。場所は、山賀集会所から約 1,000m 北になります。この届出は、令和 2 年 7 月 6 日頃から 8 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。        3 号は、資料 24 ページ 27 ページ、図面番号⑬、現況写真は、7 ページ中段をご覧ください。届出地は、弥栄町木都賀の田です。場所は、弥栄中学校から約 3,400m 南西の仲三になります。この届出は、令和 2 年 5 月 1 日頃から 12 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画で</p>

	<p>す。</p> <p>4号5号は、資料24ページ28ページ、図面番号⑭、現況写真は、7ページ下段をご覧ください。届出地は、弥栄町木都賀の畑です。場所は、弥栄中学校から約850m南の下谷になります。この届出は、平成31年3月の総会時に報告しました案件の工期の変更による取下げと改めての申請で、当初、平成31年4月から着工する予定でしたが、資材の都合により、工事に入れず、改めて、令和2年4月1日頃から8月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第25回総会を終了します。</p>

終了 午前10時30分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員